

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解	別添資料
1	森づくり推進課	方法書 P83	地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。 森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。 また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。 地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行い、必要に応じて届出書を提出します。	
2	木材増産推進課		計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。 補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。 このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行い、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行います。	
3	治山林道課	方法書 P12、P15、P71、P72、P125、P126、P127、P196、P298、P299、P307、P309、P311、P313、P323  要約書 P11、P14、P17、P20、P21、P93、P95、P99	原文P298、P299における事業実施想定区域の検討にあたっては、保安林の指定地を配慮して設定してください。  保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。 保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。 地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。 なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林解除ではなく、作業許可により開発が可能です。  また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールをこえるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールをこえる場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行い、保安林内作業許可又は保安林解除、開発行為に係る手続きを行います。	
4	新エネルギー推進課	方法書全般について	調査、予測及び評価結果は、地域住民等の求めに応じ、わかりやすく説明し、理解を得られるように努めてください。	ご意見を踏まえ、地域住民の方が分かりやすくなるよう、準備書を取りまとめるとともに、準備書の説明会においても、わかりやすい説明に努めます。	-
		方法書 p.2 13行目	【原文:高知県では、平成28年に「高知県新エネルギービジョン(平成28年度～平成32年度)」が策定され、】 誤:策定 正:改定	ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。	資料4-1
		方法書 p.13 26行目～ p.243 表6.2-8(2)	風車の稼働に伴う騒音および超低周波音については、地域住民の安全と健康を守るために、国の基準だけでなく、超低周波音に起因する健康への影響について、最新の知見に基づいて評価を行うことを検討してください。また、それらを考慮した風車の配置とすることを、検討してください。	ご意見を踏まえ、風車の稼働に伴う騒音については、最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月)に基づき評価を行う予定です。また、評価結果を考慮し、必要に応じて、風車の配置を再検討を行います。 なお、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(平成28年11月)によると、超低周波に関しては、風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音(交通騒音等)と比べて特に大きいわけではなく、風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。	-

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解	別添資料
5	環境対策課	方法書 P97 表3.2-14(2)	【原文:高知県における産業廃棄物処理・処分状況(平成26年度)】 一部引用元の数値と相違があります。	方法書 P97 表3.2-14(2)の作成にあたっては、「第4期高知県廃棄物処理計画(平成28年度～平成32年度)」(平成28年3月、高知県)のp.33「表2-2-2 業種別の処理処分状況(平成26年度)」に拠りました。 それに拠りますと、数値の相違が確認できませんでした。	-
		方法書 P97 3.2.7	【原文:…高知県は排出量が1,114千tであり…】 同上	ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。	資料4-2
		方法書 P102 表3.2-23	【原文:人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域)】 告示の最終改正の記載が最新ではありません。	ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。	資料4-3
		方法書 P103 表3.2-24	【原文:生活環境の保全に関する環境基準(河川)】 同上	ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。	資料4-3
		方法書 P104 表3.2-25	【原文:生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)】 同上	ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。	資料4-3
		方法書 P105 表3.2-26	【原文:生活環境の保全に関する環境基準(海域)】 同上	ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。	資料4-3
		方法書 P107 表3.2-28	【原文:土壌の汚染に関する環境基準】 同上	ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。	資料4-4
		方法書 P112 表3.2-42	【原文:特定工場等において発生する振動の規制基準】 出典と表の内容に相違があります。	ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。	資料4-5
6	環境共生課	方法書全般について	(1)事業者は、流域内において行う事業活動に関し、四万十川の保全及び流域の振興に自ら努めると規定されていますので、条例第3条(基本原則)に基づき、第4条(将来像)を実現されるよう、事業の実施に際しては四万十川の保全及び流域の振興への配慮をしてください。(四万十川条例第7条)	ご意見を踏まえ、事業の実施に際しては四万十川の保全及び流域の振興への配慮に努めます。	
			(2)事業の実施にあたっては、四万十川(支川含む)に著しい濁りを発生させ、若しくは流出させ、又は四万十川において濁りを長期化させないよう配慮をしてください。(四万十川条例第26条)	ご意見を踏まえ、四万十川(支川含む)において、濁りの発生及び長期化を軽減するように努めます。	
			(3)高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議のうえ、保全の措置をとってください。	承知致しました。高知県の県指定希少野生動植物に指定されている動植物が確認された場合は、環境共生課と協議し、適切な保全措置を講じます。	
			(4)事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物(絶滅危惧種)が生息・生育している可能性があり、工事の実施等によって、希少野生動植物の生息環境への一次的な影響が生じる可能性があるため、本事業による希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷等の影響について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生動植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。	準備書の手続きにおいて、現地調査により希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷等の影響について把握することに努めます。希少野生動植物の生息・生育等が確認された場合、それらに与える影響を回避する、又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)する等の保全措置をとり、希少野生動植物の保護に努めます。	
7	用地対策課	要約書 P1	1. 国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。  (取引の規模:面積要件) ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上  2. 高知県土地基本条例の手続き 開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。  相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重	1.今後、適切に対応を進めます。  2.今後、適切に対応を進めます。	

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解	別添資料
8	防災砂防課	方法書 P121	対象事業実施区域内に、砂防法で規定する砂防指定地があります。 砂防指定地内で土地の掘削等の治水上砂防の観点から影響がある行為をする場合は、知事の許可を要します。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。	
		方法書 P125	土砂災害警戒区域について、指定が無い場合でも今後指定される可能性があります。高知県防災砂防課のホームページで、基礎調査の結果を公表していますので、確認をお願いします。	平成31(2019)年3月8日公表の「土砂災害警戒区域等の指定について(平成31年3月8日)」時点においては、対象事業実施区域内における土砂災害(特別)警戒区域は確認されておりませんが、今後、準備書の取りまとめの段階において、指定状況について確認いたします。	-
		要約書 P17	上記の方法書P121に付随します。		-
9	文化財課	方法書 P289-P290	「生息地への影響やバードストライクの回避又は低減に努めます」とありますが、具体的にどのような方法で、回避又は低減をしようとお考えでしょうか。	準備書の手続きにおいて、現地調査により動植物の生息・生育状況を把握し、影響予測に基づき、専門家の意見等を踏まえながら具体的な保全措置を検討致します。なお、具体的な保全措置は、影響予測結果によりますが、改変面積の縮小、風車設置位置の変更等を想定しております。	
10	鳥獣対策課	方法書 P228	高知県の捕獲許可では、かすみ網は禁止猟具となっているため、調査手法でどうしてもかすみ網を使用しなければならない場合、環境省の許可を取る必要がある。(愛媛県も高知県と同じかどうかは愛媛県に問い合わせてください)	やむを得ずカスミ網の使用が必要な場合は、環境省への捕獲許可申請を含め、適正に手続きを行います。	
		要約書 P25、P52	上段に同じ		
11	工業振興課	方法書全般	方法書に対する意見等は特にありません。 その他計画に関する意見等は以下のとおりです。  ◎根拠法令等 ①採石法(高知県工業振興課所管) ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課所管)  1. 特に問題はありません。ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けます。 ※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。 ただし書きに該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。  2. 事業実施想定区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。鉱業権については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認してください。	現段階で、ご指摘の岩石の採取については、想定しておりませんが、留意します。	
				鉱業権の指定状況について、四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課に確認した結果、対象事業実施区域(搬入路)の一部で設定されている可能性があるとのことから、鉱区図を取得し計画への影響を確認し、必要に応じ鉱業権者と調整します。	
12	農業基盤課	要約書 P1、P15	方法書については意見はありません。 ただし、本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行ってください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。	
13	漁業管理課	方法書 P87、P173、P177  要約書 P13、P55、P56	水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。  根拠法令等 ・水産資源保護法第4条第2項第4号 ・高知県内水面漁業調整規則第24条第1項	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。	

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解	別添資料
14	橋原町	要約書P11 26行以降	26行以降に記述のとおり、着実に詳細な検討を実施し、影響の回避又は低減を確実に図ること。	今後、地元住民とも密なコミュニケーションを図り、影響の回避又は軽減に努めます。	
		要約書P11 34行以降	34行以降に記述のとおり、改変面積の最小化を図ること。	ご意見を踏まえ、今後、改変面積の最小化に努めた事業計画の検討を行います。	
		要約書P11 36行以降	36行以降に記述のとおり、速やかな緑化を実施するとともに、緑化に用いる種は在来種に限定するなど現地生息植物に影響を与えないものを選定すること。	ご意見を踏まえ、早期緑化及び、緑化に当たっては在来種に限定するなど生息植物への影響の低減に努めた事業計画の検討を行います。	
		方法書P121 (3)その他法令等 (a)指定文化財等	当該史跡及び包蔵地における開発については、文化財保護法に規定される届け出が必要となりますので、実施区域の範囲内に該当する場合は、橋原町との事前の協議をお願いします。 また、事業実施想定区域には、既に文化庁より選定されている重要文化的景観「四万十川流域の文化的景観～上流域の山村と棚田～」の追加選定の予定地が含まれております。事前に橋原町との協議をお願いします。	ご意見を踏まえ、文化財史跡及び埋蔵文化財包蔵地に関して、事前協議を行います。また、重要文化的景観の追加選定の予定地に関しても、事前協議を実施します。	
		方法書P243 (d)施設の稼働に係る騒音及び超低周波音	住民への丁寧な説明を行い、理解を得ること。 稼働後に住民の健康被害が発生した場合は、稼働停止するなど対応を図ること。	ご意見を踏まえ、住民の方への丁寧な説明を実施し、理解を得よう努めます。 供用(稼働)後に苦情・被害等が発生した場合には、地元と十分な協議を行い、適切に対応いたします。	
		方法書P250 (a)造成等の施行による一時的な影響に係る水質	橋原町側下流にある四万川川には、四万川区民の水源である六丁簡易水道の取水口がある。仮に工事を行うこととなっても期間は数年にも及ぶことから、水の濁りや河川への土砂の堆積による水質悪化が懸念される。また上流には、個人または近隣住民が共同で設置している飲料水供給施設もあるため、住民の方に水源の聞き取りを行い場所を把握し、その施設への影響も調査すること。踏まえて住民の方への丁寧な説明を行い、理解を得ること。	ご意見を踏まえ、聞き取り調査等により水源を把握し、影響について予測・評価します。また、予測・評価結果等の説明にあたっては、住民の方への丁寧な説明を実施し、理解を得よう努めます。	
		方法書P252 (a)施設の稼働に係る風車の影	地図だけの説明ではなく、フォトモンタージュ等により完成後のイメージを把握したり、影の影響を実感できるものを準備し、住民の方への丁寧な説明を行い、理解を得ること。	ご意見を踏まえ、住民の方への丁寧な説明を実施し、理解を得よう努めます。 準備書段階では、住民の方が、風車の影の影響の程度を理解しやすくなるよう、等時間日影図及び集計表を用いて影のかかる範囲や影のかかる時間を整理する予定です。 また、時間日影図及び集計表を用いて影響の程度を説明するとともに、風車完成後がイメージしやすいよう景観フォトモンタージュをお示すするなど住民の方の理解を得よう努めます。	
		方法書P260 (a)造成等の施行による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働に係る動物	橋原町側下流には四万十川の源流域の一つである四万川川があり、工事による土砂が山肌を伝い、四万川川へ流入する可能性が高い。仮に工事を行うこととなっても期間は数年にも及ぶことから、水の濁りや河川に土砂が堆積し、魚類の生息に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、土砂の流入量等の予測を行い、その影響を検証し、住民の方や魚族保護団体へ丁寧な説明を行い、理解を得ること。	工事にあたっては、流末に沈砂池を設けるなどの濁水対策を行い、濁水を直接河川に流下させないように計画します。また、水の濁りに係る魚類への影響については、頂いたご意見を踏まえ、今後の手続きにおいて、説明会を通して、住民の方や魚族保護団体等への丁寧な説明を行い、理解を得よう努めます。	
方法書P273 (a)造成等の施行による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働に係る生態系	鳥類をはじめ各種動植物の生息が予想されることから、その保護に専門家の知見を取り入れ万全の体制を整えること。	今後、実施する現地調査により把握した動植物の生息・生育結果に応じて、環境保全措置を検討します。頂きましたご意見を踏まえ、調査・予測結果、環境保全措置の検討内容について、地元の専門家のヒアリングを行い、知見を取り入れるよう努めます。			
方法書P276 (a)地形改変及び施設の存在に係る景観	遠近問わず、あらゆる地点からあらゆる角度でフォトモンタージュを作成し、住民の方への丁寧な説明を行い、理解を得ること。また、必要に応じて住民の方に撮影地点においてフォトモンタージュを見せるなど、より具体的なイメージを伝えるように努めること。	ご意見を踏まえ、フォトモンタージュは、遠近問わず複数地点から作成するとともに、今後の準備書の説明会においては、モンタージュをお示しし、影響の程度を近隣住民の方が理解できるよう努めます。また、必要に応じて、撮影地点周辺での説明を行うなど具体的なイメージが想起できるような説明に努めます。			